

船舶事故調査報告書

令和8年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年8月28日 10時30分頃
発生場所	千葉県富津市第1海堡北東方沖 第2海堡灯台から真方位076° 1.9海里付近 (概位 北緯35° 19.2′ 東経139° 46.7′)
事故の概要	プレジャーボートEco Shipは、南南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年9月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Eco Ship、10トン
船舶番号、船舶所有者等	235-46077東京、株式会社エコシス
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 同乗者、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船首部船底等に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、 潮高 約105cm（第1海堡）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、クルージングの目的で、千葉県鋸南町の保田漁港に向けて東京都江東区所在のマリーナを出発した後、富津市富津岬西方沖に向けて約20ノットの対地速力で南南西進していた。</p> <p>船長は、フライングブリッジの操縦席に座って手動操舵によって操船を行っていたところ、携帯電話に仕事先から電話が掛かってきたので、同乗者に頼んで操船を交替した。</p> <p>船長は、同乗者に本船の操船経験があったので、操船を任せても大丈夫と思い、フライングブリッジの長椅子に座り、通話に意識を向けていた。</p> <p>同乗者は、今までにマリーナの近くで本船の操船経験が約2回あったが、第1海堡周辺海域を操船するのが初めてであり、同海域の水路状況を知らず、操船の補助を求め、第1海堡を右舷側に見て通過する針路で支障がないか話し掛け、船長が頷いたように見えたので、針路を保持する操船を続けた。</p> <p>同乗者は、GPSプロッターの操作に慣れていなかったため、目視のみで見張りに当たっていたところ、海面の色が変わったように見えた直後、船底から接触音が聞こえて、本船の行きあしが止まった。</p> <p>本船は、第1海堡北東沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗</p>

	<p>り揚げていた。</p> <p>船長は、船内への浸水がないことを確認した後、海上保安庁に通報するとともに、マリーナ等に救助を要請した。</p> <p>本船は、その後、潮位の上昇によって自然離礁したので、船長による操縦で帰航を始めた。</p> <p>本船は、来援したマリーナの救助船によって伴走されながら航行中、浸水警報が鳴った。</p> <p>船長は、機関室に浸水を確認したので、ビルジポンプで排水作業を行ったが、主機が停止したので、船長と同乗者はマリーナの別の救助船に移乗した。その後、本船船尾の浸水が進み、船尾が着底し、船首部が海面に出る状態となった。</p> <p>本船は、翌日、サルベージ会社によって引き揚げられ、マリーナの岸壁に陸揚げされた。</p> <p>船長は、事故海域付近の航行経験があり、東京湾南方沖に向かう場合、第1海堡を左舷側に見て通過することを知っていた。なお、本事故時、携帯電話で通話中であり、同乗者から話し掛けられたことに気付いていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.1mであった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>(1) 同乗者は、船長から操船を引き継いだものの、第1海堡周辺海域の水深の状況を知らなかったことやGPSプロッターの使用法についても不慣れであったことから、本件浅所に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>(2) 船長は、同乗者の操船経験を確認しないまま、本船の操船経験が少なく、第1海堡周辺海域の航行経験がない同乗者に安易に操船を任せ、通話に意識を集中するあまり、航行海域の水深の状況について必要な助言を行わなかったものと考えられる。</p> <p>(3) (1)及び(2)から、本船は、南南西進中、同乗者が目視のみに頼って本件浅所に気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、南南西進中、船長が、第1海堡周辺海域の航行経験がない同乗者に操船を任せ、航行海域の水深の状況について必要な助言を行わなかったため、同乗者が目視のみに頼って本件浅所に気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、操船経験の少ない同乗者に操船を任せる場合、他のことに意識を向け過ぎず、自身も常時適切な見張りを行うなど、操船を補助すること。

- ・ 操船者は、操船経験がない海域を航行する場合、海図等を使用した水路調査を行うとともに、GPSプロッターの操作に慣れておくこと。また、浅所から十分離れた針路を選択し、操船に不安を感じたら、船長と操船を交替すること。
- ・ 船長は、操船中に掛かってきた電話に対応する必要がある場合、一旦通話をやめて後から掛け直したり、周囲の安全を確認した上で自船を止めて通話したりすることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

